予 算 要 求 資 料

令和6年度当初予算 支出科目款:総務費項:防災費 目:消防指導費

事業名 岐阜県消防協会補助金

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

危機管理部 消防課 消防係 電話番号:058-272-1111(内2882)

E-mail: c11193@pref.gifu.lg.jp

1 事業費

4,000 千円 (前年度予算額:

4.000 千円)

<財源内訳>

	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •								
				財	源	内	訳		
区分	事業費	国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財 産収 入	寄附金	その他	県 債	一般財源
前年度	4,000	0	0	0	0	0	0	0	4,000
要求額	4,000	0	0	0	0	0	0	0	4,000
決定額									

2要求内容

(1)要求の趣旨(現状と課題)

(一財) 岐阜県消防協会では、消防職団員の資質の向上や相互の連携強化、消防一般に わたる知識、理解の向上等のため各種事業を積極的に実施している。県として協会の事業 を支援することにより、地域防災力の維持・向上を図る。

(2) 事業内容

県が支援する主な補助対象事業

- ・消防団員の人材育成(他機関との連携訓練、消防団員の資格取得等)
- ・消防一般にわたる知識、理解の向上等(火災予防週間等における普及啓発活動等)
- ・ 弔慰救済 (殉職者慰霊祭に要する経費等)
- ・ 功労偉績の表彰 (県消防定例表彰式開催事業等)

(3) 県負担・補助率の考え方

消防思想の普及宣伝は、消防組織法第29条により県の所掌事務とされている。併せて 県下の消防力の向上、特に昼間消防力強化を促進するため、消防団員の確保に努めている ところである。

(一財) 岐阜県消防協会は、県下の44消防団と20消防本部の消防職団員で構成された 組織であり、県下消防力の維持・向上を図るため、その事業が円滑に実施されるよう支援 する必要がある。

(4)類似事業の有無

なし

3 事業費の積算 内訳

0 サイ貝の頂	71 1,111/				
事業内容	金額	事業内容の詳細			
補助金	4, 000	消防協会が実施する事業に対する補助 ・消防団員の人材育成 (他機関との連携訓練、消防団員の資格取得 等) ・消防一般にわたる知識、理解等 (火災予防週間等における普及啓発活動等) ・ 弔慰救済 (殉職者慰霊祭に要する経費等) ・ 功労偉績の表彰 (県消防定例表彰式開催事業等)			
合計	4,000				

決定額の考え方

4 参 考 事 項

(1) 事業主体及びその妥当性

一般財団法人岐阜県消防協会定款第3条にて「消防思想を普及徹底し、消防諸施設の改善と消防活動の強化を図り、もつて社会の厄災を防止し、地域住民の福祉増進に寄与することを目的とする。」としており、この目的達成のため事業を実施できる唯一の組織である。

県 単 独 補 助 金 事 業 評 価 調 書

□ 新規要求事業
■ 継続要求事業

(事業内容)

岐阜県消防協会補助金
(一財)岐阜県消防協会
(理由)
(目的) 消防思想の普及徹底等
(内容) 同上
(内容) 定額
(理由) 消防団員の人材育成、消防一般の知識、理解の向
上、弔慰救済、功労偉績の目的達成のため
なし
(理由)

(事業目標)

・終期までに何をどのような状態にしたいのか

(目標の達成度を示す指標と実績)

指標名	事業開始前 (R)	R3年度 実績	R4年度 目標	R5年度 目標	終期目標 (R)	達成率
①消防団員の条例定数 に対する充足率		91	98	98		92. 9%
2						

補助金交付実績	R2年度	R3年度	R4年度
(単位:千円)	9,000	9,000	9,000

(これまでの取組内容と成果)

- (1)消防団員人材育成支援事業を実施し、消防団員の技術及び資質の向上を図った。
- 令 図った。 和 (2) 定例表彰式を開催し、功労偉績の表彰を行った。
 - (3) 福利厚生に関する事業を実施し、福利の向上を図った。
- 年 (4) 啓発宣伝事業や消防団活性化事業を実施し、消防に対する住民の理解向上 を図った。

令	令和2年度同様の取組みを県施策と連携を図りながら実施。
和	
3	
年度	Halma Committee and the second
及	
	令和3年度同様の取組みを県施策と連携を図りながら実施。
令	
和	
4	
年	
度	Hallow Co. In low love to the second
	指煙① 目煙・・・・ 宝績・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

(事業の評価)

・事業の必要性(社会情勢等を踏まえ、前年度などに比べ判断)

3:増加している 2:横ばい 1:減少している 0:ほとんどない

(評価) 3

東日本大震災以降、消防の重要性に対する認識が高まっており、また平成25年12月に制定された「消防団等充実強化法」において、「消防団は地域防災の中核として欠くことのできない代替性のない存在」と位置づけられ、地域防災力の一層の強化が求められている。岐阜県消防協会は、消防思想を普及徹底し、消防諸施設の改善と消防活動の強化を図ることを目的とし、消防職団員を会員とする唯一の組織であり、当該補助事業の必要性は高い。

- ・事業の有効性(指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか)
- 3:期待以上の成果あり(単年度目標100%達成かつ他に特筆できる要素あり)
- 2:期待どおりの成果あり(単年度目標100%達成)
- 1:期待どおりの成果が得られていない(単年度目標50~100%)
- 0:ほとんど成果が得られていない(単年度目標50%未満)

(評価) 1

消防団員の条例定数を満たすには至らないものの、平成28年度以降は全国の充足率よりも高い充足率を確保している。また協会が行う各種事業により消防職団員の質の向上も図られていることから、事業成果は得られている。

- 事業の効率性(事業の実施方法の効率化は図られているか)
- 2:上がっている 1:横ばい 0:下がっている

(評価) 1 消防操法大会等の行事開催に要する費用の低減に努めるなど、事業の効率 化が図られている。

(今後の課題)

事業が直面する課題や改善が必要な事項

消防団は地域防災の中核として欠くことのできない代替性のない存在として、地域の状況に的確に対応した消防活動を行う体制・取組みの強化が必要であり、消防職団員を会員とする当該協会が行う事業においても、補助対象となる事業について、必要な見直し(県消防操法大会のあり方の検討、各種事業の統廃合等)を行うよう、指導・助言を行っていく。

(次年度の方向性)

消防職団員によって構成される協会への補助の廃止は、当協会の健全な財政に影響を及ぼし当協会の当初の目的(消防意識の普及徹底、消防職団員の士気高揚や技術の向上)を達成できなくなる。